

報道関係者 各位

平成 29 年 8 月 31 日

【照会先】

年金局年金課

課長 補佐 石毛 雅之（内線 3338）

企画法令第二係長 宗得 貴之（内線 3332）

企画法令第二係 熊田 裕太（内線 3334）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2864

## 厚生年金保険料率の引上げが終了します

～平成 29 年 9 月以降は、18.3%で固定されます～

厚生年金の保険料率は、年金制度改正に基づき平成16年から段階的に引き上げられてきましたが、今年9月を最後に引上げが終了します。また、以降の厚生年金保険料率は、18.3%で固定されることとなります。なお、国民年金の保険料については、既に今年4月に引上げが終了しています。

平成16年の年金制度改正においては、急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたり年金制度を持続的で安心できるものとするため、給付と現役世代の負担の両面にわたる見直しを実施し、上限を決めた上での保険料の引上げや、マクロ経済スライドによって年金の給付水準を自動的に調整する新たな年金財政の仕組みを構築しました。この仕組みに基づき、厚生年金保険料率は、平成16年10月の13.934%から毎年0.354%引き上げられてきました。

厚生年金保険料率の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみました。今後は、この「決められた収入の範囲で、年金の給付水準をいかに確保していくか」という課題と向き合い、長期的視点に立って年金制度を運営していきます。

### ■年金の給付水準について

平成26年に公表した「平成26年財政検証結果」において、日本経済が再生し、女性や高齢者の方の労働参加が進めば、将来にわたって、年金の給付水準を表す指標である所得代替率は50%を上回ることが確認されています。

### ■国民年金の保険料について

- ・国民年金保険料は、平成16年度の価格水準を基準として引上げが行われており、今年4月に引上げが終了しました（平成16年度の価格水準で月額16,900円）。ただし、実際の国民年金保険料額は、名目賃金の変動に応じて毎年度改定されるため、平成29年度の保険料額は月額16,490円となっています。
- ・次世代育成支援のため、平成31年4月から国民年金第1号被保険者（自営業の方など）に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されることに伴い、平成16年度の価格水準で、保険料が月額100円引き上がります。

別添 平成16（2004）年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み  
平成16年度以後の国民年金保険料・厚生年金保険料率の推移

参考 年金制度のポイント

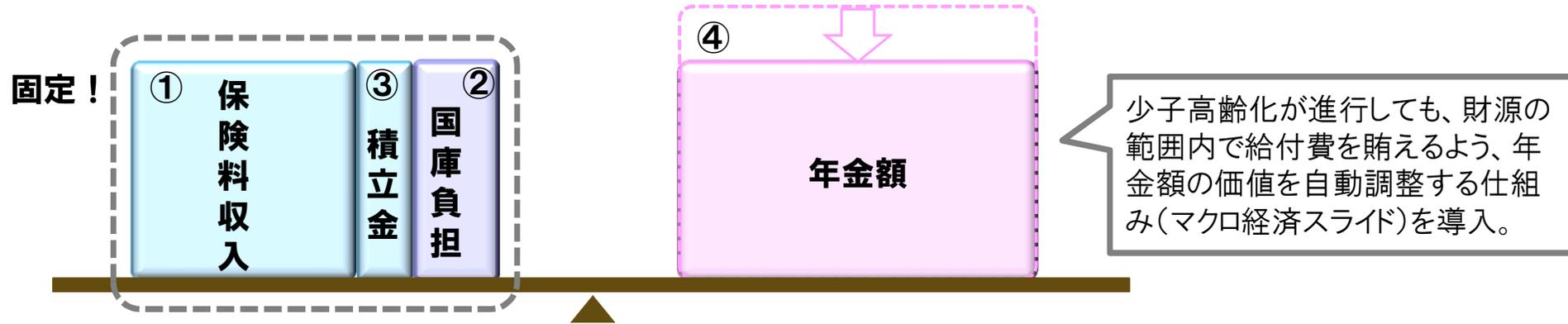
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/seido-h29-point.pdf>

いっしょに検証！公的年金 ～財政検証結果から読み解く年金の将来～

<http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/finance/popup1.html>

# 平成16（2004）年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 社会保障・税一体改革関連法の成立により、平成16年改正財政フレームは一定の完成をみている。



## ① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。（保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記）

- ・厚生年金：18.30%(労使折半)（平成16年10月から毎年0.354%引上げ）
- ・国民年金：16,900円※平成16年度価格（平成17年4月から毎年280円引上げ） ※現在の国民年金保険料：16,490円(平成29年4月～)

## ② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

## ③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

## ④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※標準的な厚生年金の所得代替率:62.7%(平成26年度) ⇒ 50.6%~51.0%(平成55~56年度) <平成26年財政検証・ケースA~E>

## 平成16年度以後の国民年金保険料・厚生年金保険料率の推移

### 国民年金保険料

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
法定保険料額 (平成16年度水準)	13,300	13,580	13,860	14,140	14,420	14,700	14,980	15,260	15,540	15,820	16,100	16,380	16,660	16,900	16,900
実際の保険料額	13,300	13,580	13,860	14,100	14,410	14,660	15,100	15,020	14,980	15,040	15,250	15,590	16,260	16,490	16,340

※ 平成16年の制度改正において、国民年金保険料は平成16年度価格水準で毎年280円ずつ(平成29年度は240円)引き上げられることが法定されている。

### 厚生年金保険料率

	平成16年 10月～	平成17年 9月～	平成18年 9月～	平成19年 9月～	平成20年 9月～	平成21年 9月～	平成22年 9月～	平成23年 9月～	平成24年 9月～	平成25年 9月～	平成26年 9月～	平成27年 9月～	平成28年 9月～	平成29年 9月～
保険料率	13.934%	14.288%	14.642%	14.996%	15.350%	15.704%	16.058%	16.412%	16.766%	17.120%	17.474%	17.828%	18.182%	18.300%

※ 平成16年の制度改正において、厚生年金保険料は毎年0.354%ずつ(平成29年は0.118%)引き上げられることが法定されている。